

令和4年度 社会福祉法人広川町社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

急速に進行する少子高齢化や人口減少、地域住民のつながりの希薄化による支え合いの仕組みの脆弱化など地域社会が大きく変化する中、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響も重なり、地域活動の停滞や経済的困窮の表面化など、生活課題・地域課題は、益々複雑多岐化しております。

このような状況を踏まえ、国は、社会福祉法の改正により、複雑化・複合化した生活課題を様々な支援主体が協働して解決していく、地域共生社会の実現に向け、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する、『重層的支援体制整備事業』を打ち出しました。

従いまして、本会は、このような生活課題・地域課題を積極的に捉え、地域における見守り・交流、支え合い・助け合いなど、多様な地域福祉活動を促進していくことが極めて重要であるという基本認識の下、地域福祉を推進する中核的な福祉団体として、地域住民、各種団体、専門機関、行政等と連携・協働を図りながら、民間の地域福祉活動の推進計画である『第2期広川町地域福祉活動計画（令和3年度からの5カ年計画）』の実現に向けて、その取り組みを進めてまいります。

また、複雑化・複合化した生活課題・地域課題の解決に向けまして、多様な主体との連携により「地域包括ケアシステム」「地域共生社会」の構築・実現を進めますとともに、町内社会福祉法人が連携・協調した地域公益活動の推進、近年頻発する大規模な自然災害における、復旧・復興支援を目的とした災害支援ネットワークの構築など、更に取り組みを進めてまいります。

本会は、本年度におきましても、引き続きまして、誰もが安心してその人らしく暮らせますよう、多様化する地域や住民の福祉ニーズ、その他あらゆる生活課題・地域課題を精力的に専門性を持って対応し、福祉サービスの創造に取り組むとともに、経営努力を重ね、より安心で安定した地域福祉の推進に努めてまいります。

【重点目標】

- (1) 適切な事業経営と組織体制の充実、強化
- (2) 事業内容の見直し改善、新規事業の開発
- (3) 地域福祉・在宅福祉の充実、住民の積極的な参加体制の確立
- (4) 各関係機関（団体）との連携強化
- (5) 広報・啓発活動の推進

【事業実施計画】

1 法人運営事業

社会福祉協議会の基本的性格としての、非営利性、公共性を重視し、役員及び評議員との連携を強化しながら組織体制の強化を図ります。

①役員会等の開催

- ・理事会、評議員会の開催
- ・必要に応じた検討委員会の設置開催
- ・研修の実施

②苦情解決第三者委員の設置運営

③組織体制の充実強化

- ・事業、機能に応じた事業部門で構成される業務体制の推進
- ・社協運営検討会議等による組織力強化

④社協職員の協働と質の向上

- ・部門間連携による協働実践
- ・担当部署、職務に応じた研修への参加

⑤定款その他諸規程の整備

⑥共同募金運動の推進

⑦社会福祉法人の公益的取り組みの推進

- ・広川町社会福祉法人連絡会による法人連携と公益的取り組みの推進
- ・ふくおかライフレスキュー事業への参加による制度の狭間にある生活困窮者等支援

2 地域福祉事業

誰もが安心して暮らすことができる地域社会、「ふくしのまちづくり」を理念とし、住民とともに行政等関係機関と連携を図りながら、地域福祉活動の推進、充実に努めます。

(1) 地域福祉活動計画に基づく地域福祉の推進

地域福祉活動計画は、社協が、地域住民をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や、NPO・ボランティア団体、行政等と相互に協力して策定する、民間の行動計画です。広川町の地域福祉計画と補完し合う計画として整合性を図りながら、広川町における効果的な地域福祉の推進を図ります。

- ・地域福祉活動計画に基づく地域福祉推進のための事業の企画と実施
- ・地域福祉活動計画の進行管理の徹底

(2) 地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向けた取り組み

高齢者等が、つながりや生きがいを持ちながら暮らせるよう、多様な生活支援や介護予防、社会参加の地域基盤を整える、「地域包括ケアシステム」の構築、また、国が目指す「地域共生社会」の実現に向け、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する、重層的支援体制の整備に、行政との連携・協議を柱に、その取り組みを進めてまいります。

①生活支援コーディネーター設置事業（生活支援体制整備事業）（町受託）

多様な介護予防・生活支援の仕組みづくりを進めるため、「生活支援コーディネーター」

を配置し、地域資源の把握やニーズ分析、多様な主体による支援体制の基盤整備を推進していきます。

【生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）の役割】

- ・介護予防、生活支援サービスに関する地域資源、ニーズの把握
- ・生活支援サービスの担い手の発掘、養成
- ・生活支援サービスの提供ができる活動の場の発掘、開発
- ・生活支援サービスの実施情報の提供、周知
- ・関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進する協議体への参画

②認知症施策総合推進事業（町受託）

地域で暮らす認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や様々な専門機関との連携のもと、支え合い見守り合う仕組みづくりに取り組みます。

- ・認知症理解の普及啓発事業等の開催
- ・当事者とその家族に対するケア、支援の取り組み
- ・医療機関、相談機関、地域との連携及び困難なケース対応を目的とした会議等の開催
- ・個別地域ケア会議への参画

（３）高齢者福祉の推進

①高齢者いきいきサロン支援事業（町受託）

住民主体の地域の寄り合い活動であるサロン活動を支援し、地域の居場所づくり、住民同士のつながりづくりに取り組みます。

- ・サロンの運営支援（講師派遣、企画支援、実施支援）
- ・サロン立ち上げ支援（出前講座、サロン体験会の開催）
- ・サロン実施地域の情報交換、活動情報の共有の場「ひろかわ寄り合いネット」の開催
- ・地域サロンレクリエーション研修会の開催
- ・サロン協力ボランティアの育成研修

②ふれあいいきいきサロン・通いの場助成事業

高齢者等の閉じこもり予防や地域のつながりづくりを目的としたサロン活動及び高齢者の転倒予防や筋力低下を予防することを目的とした通いの場の運営、立ち上げ等にかかる経費に対し、継続して財政支援を行い、更なる活動の充実に努めます。

③介護予防・地域支え合い事業（町受託）

住民主体の介護予防（健康維持・筋力低下の予防）の取り組みを進めるため、地域や介護予防サポーターとの協働による地域通いの場の創設・充実に取り組みます。

④高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（町受託）

シニア世代が健康で生きがいを持ち、豊かな経験や知識・技術を活かした、積極的な社会参加を進めることを目的とした研修等を開催します。

⑤合同金婚式の開催

結婚50周年を迎えられたご夫妻をお祝いするため、「合同金婚式」を開催します。

（４）当事者課題への支援

①家族介護教室（町受託）

介護に役立つ知識や技法の学習、介護予防や介護者の健康づくり、介護者同士の交流を

目的とした「家族介護教室」を開催します。

②家族介護者交流事業（町受託）

ご家族等の介護をされている介護者同士の交流・情報交換等を目的とした「介護者カフェ」「介護者のつどい」を開催し、介護を一人で抱え込まないより良い介護の推進に取り組みます。

③認知症カフェ運営事業（町受託）

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門職などが気軽に集う「認知症カフェ」を開催し、認知症の予防や認知症の人の居場所づくり、情報交換や相談できる場づくりを推進します。

④母子・父子世帯親子招待会の開催

ひとり親家庭が、地域で孤立することなく、地域のつながりの中で、元気で暮らしていくことを促進するため、「母子・父子世帯親子招待会」を開催します。

（５）福祉教育の推進

福祉の学びを支援するため、地域での啓発活動や、学校等での福祉の学びのプログラム提案、小学校5年生への福祉教育教材『ともに生きる』の配布等、福祉教育の推進に取り組みます。

（６）愛のネットワーク事業

地域住民が孤立することなく、安心して住み慣れた地域で生活できるように、民生委員児童委員のネットワーク活動に対して助成金を交付し、地域の支え合い活動や仕組みづくりを支援します。

（７）各種相談・支援事業

生活のしづらさや課題を抱えている人に対し、関係機関が連携し、安心して適切なサービスが利用できるよう相談・支援を行います。

①広川町高齢者心配ごと相談事業（町受託）

日常生活上の様々な相談に応じ、福祉サービスや関係機関への案内等、適切な助言を行い、心配ごとの早期対応に取り組みます。

②生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支援し、地域での生活と社会参加を図ることを目的とした貸付制度の相談窓口として、他機関と連携して支援を行います。

- ・生活福祉資金の貸付及び償還の相談支援
- ・新型コロナウイルスにかかる特例貸付及び償還の相談支援

③日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、福祉サービスの利用や日常生活上の様々な契約の際、自分で判断することに不安がある人の、利用援助・日常の金銭管理等の支援を行います。

- ・専門員による相談受付及びサービス利用のための支援計画の作成
- ・生活支援員による福祉サービス利用援助、金銭管理等支援

④生活困窮等に関する支援

団体、企業、個人等の協力のもと、家庭環境や就業状況などの理由で経済的に困窮され

ている人への緊急的な食料等支援に取り組みます。

- ・生活困窮者緊急食料等支援事業
- ・団体、企業、個人等からの食料等協力の受け入れ

3 在宅福祉サービス事業

住民の自立した在宅生活を支えるため、質の高い在宅福祉サービスの提供を推進します。また、関係機関との連携、サービス調整を図りながら、総合的なケア体制の充実を図ります。

(1) 介護保険事業

①居宅介護支援（ケアマネジメント）事業

介護保険法に基づき、介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーによるケアプランの作成、介護相談、申請代行等を行います。

②訪問介護（ホームヘルプ）事業

介護保険法に基づき、在宅の要支援・要介護者に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

③通所介護（デイサービス）事業

介護保険法に基づき、デイサービスに通う在宅の要支援・要介護者に対し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを行い、利用者の心身機能の維持向上と、家族負担の軽減を図ります。

(2) 障害者総合支援事業

①居宅介護（ホームヘルプ）事業

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの支給決定を受けた障がい児・者に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

(3) 町受託事業

①広川町介護予防教室いきいき元気教室事業

高齢者の介護予防のため、健康体操や認知症予防の脳トレ学習、レクリエーションを楽しみながら行う通所型の介護予防教室です。参加者同士のふれあいを通じて、高齢者が家に閉じこもることを防ぎ、自立した生きがいのある生活の継続を図ります。

②広川町生活管理指導員派遣（ホームヘルプ）事業

一時的に在宅での家事（部屋の掃除、炊事等）が困難な人に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、支援が必要な家事をサポートし、家事の方法等をともに考えながら、本人の自立した生活を支援します。

③広川町在宅介護支援センター運営事業

在宅で介護が必要な人、一人暮らしや認知症等で生活に不安がある人、またその家族からの介護の相談に応じ、福祉サービスの案内や支援機関との連携、介護・福祉サービスの申請代行等を支援します。また、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の実態把握訪問を行い、高齢者の生活課題の早期発見・早期対応に努めます。

④広川町介護予防事業等アセスメント事業

広川町が実施する介護予防事業等（広川町介護予防教室いきいき元気教室事業、広川町生活管理指導員派遣事業、広川町配食サービス事業）の利用申請者を、各事業の要綱に規定する対象者として決定するための聞き取り調査（事前評価：アセスメント）及び必要な時期での評価を行います。

4 指定管理経営事業

広川町保健・福祉センターはなやぎの里の指定管理を受け、適正な管理経営に努め、地域福祉推進の拠点として、サービスの充実と利用促進に取り組みます。

5 ボランティア活動促進事業

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの育成及びボランティア活動の支援を行うとともに、ボランティア団体相互の連携を図り、社会福祉の増進のために事業を推進します。

（1）ボランティア活動センター事業

①広川町ボランティア活動センター事業（一部町受託）

ボランティア活動センター“よかよか”をボランティア活動促進の拠点として運営するとともに、ボランティアの育成やボランティア活動の普及啓発を目的とした事業に取り組みます。

- ・ボランティア活動に関する相談、支援
- ・ボランティア活動に関する登録、紹介、コーディネート
- ・ボランティア活動の普及向上のための広報及び啓発活動
- ・ボランティアの育成のための研修の実施
- ・ボランティア活動促進のための機器、場の整備及び提供
- ・ボランティア活動に必要な調査、研究
- ・その他センターの運営及び目的達成に必要な事業

（2）災害ボランティアセンターに関すること

災害ボランティアセンターは、行政と社協が連携し、災害復旧復興支援や暮らしの再建を目的に設置・運営するボランティアセンターです。「広川町地域防災計画」、「社協災害時対応マニュアル」に基づき、災害時に円滑かつ速やかにボランティアセンターを設置できる体制づくり、有事における実活動に取り組むとともに、職員派遣等による他市町村への災害支援、防滅災に関する啓発活動等に取り組みます。

6 福祉関係団体等支援事業

福祉関係団体と連携を図りながら活動支援を行い、地域福祉の重要性を共に考え、課題を共有し、役割分担を行いながら、よりよい福祉のまちづくりに取り組みます。

- ・広川町民生委員児童委員協議会
- ・広川町老人クラブ連合会
- ・広川町身体障害者福祉協会
- ・広川町遺族会

- ・ 広川町心身障害者（児）父母の会
- ・ 広川町母子寡婦福祉会

7 広報・啓発活動事業

広川町の福祉関連情報が「誰でも、いつでも、どこにいても」効果的に得られるよう、住民に周知することを目的に、広報誌やホームページなどの様々な手段を用いて、福祉関連情報提供の充実を図ります。

- ① 広報誌「社協だより」の発行
- ② 町広報「広報ひろかわ」の活用
- ③ 社協ホームページの活用

ホームページアドレス <https://hirokawashakyou.jp/>

- ④ SNS等を活用した情報発信